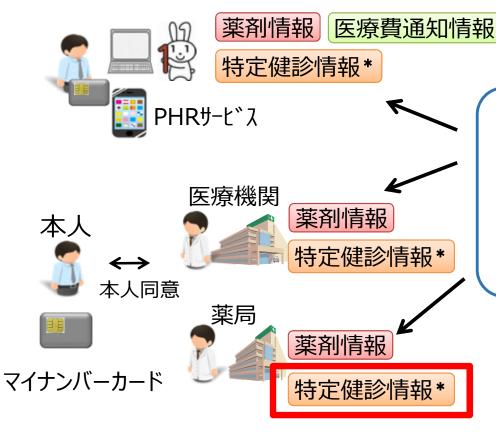
令和2年11月12日 第133回社会保障審議会医療保険部会 資料4

# オンライン資格確認等システムの進捗状況について

1. 特定健診等情報の薬局での閲覧について

○ オンライン資格確認等システムを基盤として、患者本人や医療機関等において、薬剤情報や特定健診情報等の 経年データの閲覧が可能となる。





支払基金·国保中央会(国保連)



個人単位被保番と特定健診情報、 薬剤情報等を1対1で管理

個人単位被保番

資格情報

薬剤情報

特定健診情報\*

医療費通知情報

\*75歳以上の者については広域連合が行う後期高齢者健診の情報

- ※1 ①本人から医療機関・薬局に対し薬剤情報を提供すること、②医療機関・薬局が 照会作業を行うことについて、マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を 取得した上で、医療機関・薬局から支払基金・国保中央会に薬剤情報を照会する。 支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する。
- ※2 医療機関・薬局における本人確認と本人同意の取得の履歴管理は、オンライン 資格確認等システムにより、マイナンバーカードの電子証明書を用いて行う。

### 特定健診等情報の薬局での閲覧に関するやりとり

○ 第4回健康・医療・介護情報利活用検討会、第3回医療等情報利活用WG及び第2回健診等情報 利活用WG(令和2年10月21日)における各団体からの意見 ※事務局にて意見抜粋

団体名	委員名	意見	返答(保険局 医療介護連携政策課課長 山下護)
認定NPO法 人ささえあい 医療人権セ ンターCOML	理事長 山口 育子	・薬剤情報と特定健診情報が患者がマイナンバーカードを使って同意すれば医療機関で共有される。さらに手術とか透析とか移植などの情報も今後そこに加わっていく。 ・一方、薬局を見ますと、薬剤情報と今後の手術とか透析とか移植については、マイナンバーカードを使うことによって情報が共有できることになっているのですが、薬局には特定健診の情報だけが入っていない。これはどうしてなのか理由が分からないので、同じように薬局も情報の共有ができないのだろうか。 ・可能であれば特定健診の情報も薬局の中に入れるべきではないか。	・なぜ特定健診情報を薬局に見せられないのだというところはおっしゃるとおりであり、私どもはこのシステムについて以前は同意の取得が電子的に残らないということで危惧をしていたが、電子的に口グが残って誰に自分が見せたのかということもちゃんと同意を取ってやることができるので、システム上、改善をしてまいりたいと思います。
公益社団法 人日本薬剤 師会	副会長 田尻 泰典	・なぜ最初から薬局に情報を見せないようなシステムづくりをしたのか、それが理解できない。当然私らも処方の内容を見ているだけではなしに、その人の基礎のデータの一つである健診の情報というのは常に気にしながら、薬物動態を考えつつその人の処方を検討しながら調剤しているわけですから、必ずその方向に向けますということで理解してよろしいのでしょうか。	・必ずというところはシステムの対応と相談しながらということではあるのですけれども、確かにこの情報というのは自分で管理をする、つまり患者自身が自分で誰に提供するのか、つまり一緒になって治療をするという人を自分で決めて、自分の情報をその方に渡すという構成になっていますので、山口構成員のおっしゃるとおり、また田尻構成員のおっしゃるとおりでございますので、そこがシステムで事故のないようにしっかり対応してまいりたいと思っています。
公益社団法 人日本医師 会	常任理事 長島 公之	・決め方として、これは事務局がこのシステムとして対応可能だからやるという決め方をしてはいけない。 ・今までどうしてこれが含まれてなかったのかということを含めて、理由や情報提供についての適切性をきちんと議論してその上で決めるという進め方をすべきであり、事務局が決めることではないのではないか。	・システム上できるかどうかをまず検討させていただきたい。あわせて、 医療保険に関する政策決定の場である社会保障審議会医療保険部会の下で議論をしていただき、それを了承いただくという過程を通じて、私どもとしてはこの患者本人が持つ情報というのはどう扱うべきかということを改めて、システム上の対応を経て対応の確認をした上で、また社会保障審議会医療保険部会のほうに提示をさせていただいて、議論をしていただきたいと思っている。

## マイナンバーカードでの資格確認手順(顔認証付きカードリーダー)

第131回社会保障審議会医療保険部会資料 (令和2年10月14日)

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

#### 来院

①マイナンバーカードを置く 【患者】



#### 本人確認

②本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

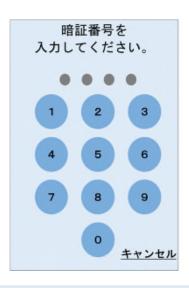
終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

完了

③顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】





#### 同意取得

④薬剤情報·特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去のお薬情報を当機関 に提供することに同意し ますか。

この情報はあなたの健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

過去の特定健診・高齢者健 診情報を当機関に提供する ことに同意しますか。

この情報はあなたの健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

⑤資格確認等が完了 【患者】

●●××様 確認が完了しました。 終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、 待合室でお待ちください。

選択した場合

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥提供する情報 (限度額情報等)を選択 【患者】

> 限度額情報を提供します か。

> > 提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

2. 医療扶助のオンライン資格確認の方向性について

### デジタル・ガバメント実行計画(抄)令和元年12月20日改定(閣議決定)

- 7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について(◎内閣府、内閣官房、関係府省)
- (1)各種カード、手帳等との一体化等の推進 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を別紙4の工程 表に沿って推進する。

#### 別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		The state of the s	2020年度 計和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和 4 年度) ※ほとんどの住民が 保育(制定)	2023年度~ (令和5年度~)	主担当部局
医療関係	健康保険証	システム開発・医療機関等		本格運用(令和3年3	3月~) ※概ね全で 導入を目	の医療機関等での 目指す(令和5年3月)	厚生労働省 保険局医療介護連携政策課
	薬剤情報、特定健診情報	での導入準備等		薬剤情報のマイナポータル閲覧(令和3年10月~) 特定健診情報のマイナポータル閲覧(令和3年3月~)			厚生労働省 保険局医療介護連携政策課
	患者の利便性向上	先行事例の実証 モデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開					厚生労働省 医政局研究開発振興課
	処方箋の電子化、 お薬手帳	電子化の検討 (電子処方 箋ガイドラインの改定等) 電子化に向けた環境整備 の検討	電子化に向けた環境	竞整備	環境整備を 踏まえた実施	厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課	
	生活保護受給者の 医療扶助の医療券・調剤券	フィージビリティ調査、 制度的な検討 環境整備・システム開発 本格運用 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上					厚生労働省 社会・援護局保護課
	介護保険被保険者証	被保険者証そのものの在り方にて 行い、保険者等の関係者と合意	厚生労働省 老健局介護保険計画課				
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録	PHR検討会での検討 ・PHRの検討における 留意事項の決定		工程表に基づき各担当部局が環境整備 順次、マイナポータル等での閲覧、情報連携できる情報を拡大			
	母子健康手帳	<ul><li>・留意事項に基づく各健診等の工程表の検討</li><li>・中間報告(工程表決定)</li></ul>		乳幼児健診情報等	Fのマイナポータル閲覧		厚生労働省子ども家庭局 母子保健課

### 医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、<u>医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要</u>がある。

また、医療扶助については、従来から、<u>頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要</u>となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとです。

#### 【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、 オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

#### 【これまでの経緯】

- 令和2年7月15日 第1回 総括的な議論
- 〇 令和2年10月21日 第2回 オンライン資格確認の方向性の整理

#### 【構成員】

太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

尾形 裕也 九州大学名誉教授 ※座長

小塩 降士 一橋大学経済研究所教授

新保 美香 明治学院大学社会学部教授

鈴木 茂久 横浜市生活福祉部長

豊見 敦 日本薬剤師会常務理事

野田 誠一 兵庫県地域福祉課長

林 正純 日本歯科医師会常務理事

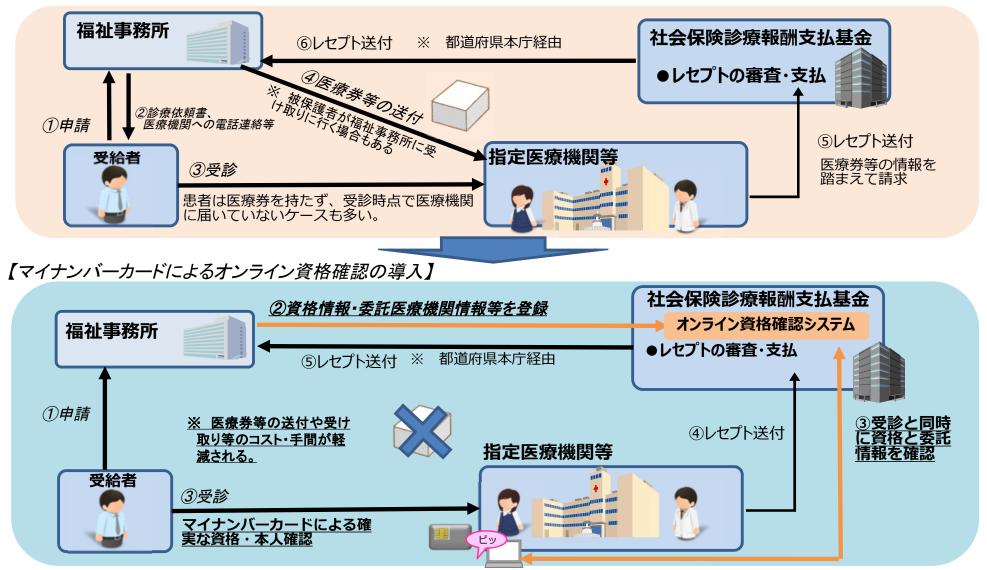
藤村 睦人 高知市福祉管理課長

松本 吉郎 日本医師会常任理事

### 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入(イメージ)

○ 生活保護の医療扶助にオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。

【現行の医療扶助の受診等の流れ(一例)】



3. 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認等システムの準備状況

# 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

#### 1. 目標と現在の申込状況

(2020/11/8時点)

目標: 医療機関等の6割程度での導入(令和3年3月時点)、概ね全ての医療機関等での導入(令和5年3月末)を目指す (令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

現状:オンライン資格確認の導入予定施設数

く顔認証付きカードリーダー申込数 > ※ 8/7から申込受付を開始

38,632施設 (16.9%) /228,287施設

【内訳】

病院 1,640 8,284施設 **19.8%** 医科診療所 9,488 89,153施設 **10.6%** 歯科診療所 10,212 71,010施設 **14.4%** 薬局 17,292 59,840施設 **28.9%** 

※ 紙申請・グループ申請を含む

医科・歯科併設病院の歯科は歯科診療所に含む

<参考:ポータルサイトアカウント登録数>

※ 最新情報の提供やオンラインでの申請のために登録をお願いしているもの

66,716施設(29.2%)/228,287施設

<参考:健康保険証利用の申込割合>

※ 7/1から受付を開始。

マイナンバーカードの交付枚数に対する利用申込数の割合

1,521,114件(5.5%) /27,773,689枚

【マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数: 約3,156万枚 (人口比 24.8%) 交付実施済数: 約2,777万枚 (人口比 21.8%)

### 2. 課題

- オンライン資格確認について、医療機関や薬局、システムベンダ等への**周知が不十分**。
- マイナンバーカードの普及率等を踏まえ、オンライン資格確認がどのようになるのか様子見の状況。
- システムベンダによる見積もりが過大になる傾向。新型コロナウイルス感染症の影響。

#### 3. 対応

#### これまでの対応

- ・【費用支援】 **医療情報化支援基金(総額918億円)**を用意
- ・【周知】全医療機関等へのリーフレット配布
- ・【周知】医師会等と共同した説明会の実施
- ・【周知】個別システムベンダへの働きかけ、共同での説明会実施
- ・【促進】大型チェーン薬局等への個別働きかけ



### これからの対応

- 遅れている病院分野での導入促進と周辺医療機関への波及効果を狙い、 **公的医療機関への働きかけ**を重点的に行う(導入状況を随時確認)
- 説明用動画を作成し、**三師会等医療関係団体に更なる働きかけ**を行う
- **カードリーダーの実物の提示**等、システムベンダへの情報提供と働きかけを行う
- 病院において<mark>改修範囲を早期に明確化できるよう支援</mark>するとともに、 大手システムベンダに対して**見積の適正化を依頼**

10

# (参考) マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」について

令和2年10月30日閣議後記者会見にて 厚生労働大臣発表

- 厚生労働省は、令和3年3月末に医療機関・薬局の<u>6割程度で、オンライン資格確認等システム(マイナンバー</u>
  - カードの保険証利用)の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している。
- 〇 このような中、足元の顔認証付きカードリーダーの申込率は15.3%にとどまっている(10月18日時点)。
- そのため、厚生労働省は6割普及目標の早期達成を目指して、**新たな「加速化プラン」を実行**する。

1

# 医療機関等への更なる導入支援

- 多くの患者が来院する公立・公的医療機関等における顔認証付きカードリーダーの申込率を毎週公表し、<mark>導入状況を</mark> 「見える化」する
- 病院(約0.8万施設)、医科診療所(約8.9万施設)、歯科診療所(約7.1万施設)、薬局(約6.0万施設)への導入を支援するため、ベンダへの見積もり適正化を依頼するとともに、追加的な財政補助を検討し、早急に結論を出す

2

# マイナンバーカードの保険証利用申込の更なる促進

- 生涯で一回のみ必要となるマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込みのアクセスポイントを増やす**
- 多くの方が日常利用する保険薬局について、**説明会や課題ヒアリング等の接点を増やすなど働きかけを強化**し、 保険薬局がマイナンバーカードで様々な手続き(健康保険証利用申し込みなど)ができる拠点となるよう進めていく

3

# 訪問看護等におけるオンライン資格確認のあり方に関する検討

■ 令和5年3月末までに、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及とマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことを見据え、
訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討する